

東京都環境審議会総会（第53回） 速記録

（午後3時00分開会）

○神山環境政策課長 定刻になりましたので、ただいまから第53回東京都環境審議会総会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めます、環境局環境政策課長の神山です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数の確認をいたします。現時点で20名の委員の皆様にご出席いただいております。審議会委員総数26名の過半数に達しております。審議会規則に定める定足数を満たし、会議が成立していることを御報告申し上げます。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の審議会は、ウェブ会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言いただく際にはビデオ及びマイクをオンにし、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりです。事前にデータを送付させていただいておりますけれども、説明に合わせて画面にも表示させていただきます。なお、資料につきましては、審議会終了後、本日中、できるだけ早くホームページにアップするようにしたいと存じます。

続きまして、本日出席しております幹部職員を紹介いたします。

環境局長の栗岡です。

次長の笹沼です。

環境政策担当部長の上田です。

企画担当部長の三浦です。

気候変動対策部長の荒田です。

建築物担当部長の木村です。

環境改善部長の鈴木です。

自然環境部長の和田です。

資源循環推進部長の志村です。

産業労働局産業・エネルギー政策部長の阿部です。

以上になります。

それでは、これからの議事につきましては、高村会長にお願いしたいと存じます。

高村会長、よろしくお願ひいたします。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議題1、東京都環境基本計画のあり方について（答申（案））の審議に入らせていただきます。

初めに、東京都環境基本計画のあり方について（答申（案））に係る企画政策部会での審議経過について、私、部会長の立場から、高村が御報告をさせていただきます。

サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）により、ゼロエミッション東京を実現し、50年、100年先も、自然との共生や質の高い大気環境など、豊かさにあふれる持続可能な都市をつくるための新たな環境基本計画の策定につきまして、昨年5月28日に都知事から環境審議会に諮問をいただきました。同日、企画政策部会に付議されております。

その後、これからの環境政策のあり方や施策展開の方向性について、各分野の連関を認識しながら、それぞれの専門的見地から、実に14回にわたって審議を進めてまいりました。その間、審議の中で、若い世代の大学生やNGOの皆様と未来に向けた意見交換も行ってまいりました。その際には、地球と私たちの将来に対する強い危機感が示されるとともに、東京都の取組は気候変動の未来を大きく変えていく力があるといった、非常に力強い、心強い御意見をいただきました。世界有数の大都市である東京の可能性と責任を示す御意見だったと思っております。

また、パブリックコメントを通じまして、都民・事業者の皆様から各分野にわたり207通の貴重な御意見もいただいております。

こうした御意見などを踏まえて、委員の皆様にはさらに踏み込んだ精力的な御議論をいただきました。本日、一定の結論を得たものをこの総会に答申（案）として報告するものであります。

それでは、審議経過の報告に続きまして、パブリックコメントの結果と答申（案）の概要について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○神山環境政策課長 高村会長、ありがとうございます。

それでは、環境基本計画の中間まとめに対するパブリックコメントの結果と答申（案）の概要について御説明いたします。

まず、資料3を御覧ください。

基本計画につきましては、条例改正と同様に、5月25日から6月24日までパブリックコメン

トを行いまして、合計で207通の御意見をいただきました。

主な御意見について、1ページ目に基本計画の戦略ごとにまとめております。

まず、戦略0、危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現に関しまして、電力の安定供給は東京電力の責務であり、東京電力に対して株主として対応を求めるべき。節電要請を都民に押しつけるべきではないといった御意見をいただいております。

戦略1、エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現に関し、エネルギーの大消費地である東京都で、国に先んじて再エネの基幹エネルギー化を大いに進めてほしいといった御意見。電力のピークを抑えるため、ヒートポンプ給湯器を活用すべき。太陽光発電設備のリサイクルについて、総合的に検討すべき。地域工務店によるゼロエミ住宅の建築を促進すべく、脱炭素化設備に関する情報提供や資材調達・技術習得支援について検討すべきといった御意見をいただいております。

そのほか、条例改正に係る御意見についても頂戴しておりますけれども、これについては条例改正の答申（案）のほうで御説明いたしますので、ここでの紹介は割愛させていただきます。

続いて、戦略2、生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現に関して、生態系への影響を少なくするため、緑化には地域の在来種を使うことが望ましい。これ以上緑をなくさず、現存する木々や緑を保ちながら都市改革を進めてほしいといった御意見をいただいております。

戦略3、都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現に関しまして、小型家電に内蔵されている充電電池を分解してリサイクルできるようにしてほしい。災害発生時の廃棄物の円滑な処理のため、平時からの準備を関係者間で合意しておくべきといった御意見をいただいております。

続きまして、パブリックコメントに寄せられた御意見も踏まえまして、中間のまとめ以降の企画政策部会での検討により、環境基本計画（答申（案））に反映すべきとされた主な事項について、2ページ以降で御説明いたします。

1つ目に、電力ひっ迫など社会経済状況を踏まえた対応についてです。

5月の中間まとめ以降、東京都では、電力の安定供給とカーボンニュートラルを具体的かつ着実に進めるための連携協定を東京電力と締結したほか、エネルギーを減らす・創る・蓄める取組を加速、徹底するため、HTT・ゼロエミッション推進協議会を設置し、経済団体や区市町村、町会団体等との連携強化を図るなどの取組を進めております。

また、都自らの率先的な省エネ節電、再エネ導入の徹底のため、都知事を本部長とするエネルギー等対策本部を設置し、社会構造変化への対応やその先の脱炭素化に向け、全庁一丸となってその取組を加速化しております。

これらの動きや取組の強化等について、戦略0にアップデートするというものです。

2つ目に、脱炭素化に向けた取組を確実なものとするため、再エネに関し、2030年の目標達成に向けた中間点である2026年に、再エネ電力利用割合30%とする新たな目標を設定するというものです。

3つ目に、電力のピークカットや太陽光パネルのリサイクルに係る取組などパブリックコメントに寄せられた御意見であるとか、自然環境審議会における生物多様性地域戦略に関する議論などを反映するといったものです。

3ページ目以降で、これらを反映した環境基本計画（答申（案））の概要を御覧いただきたいと存じます。

基本的に、中間のまとめで御確認いただいたものから骨格は変わっておりませんが、確認のために全体をざっと説明させていただきたいと思っております。

テーマとして「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指すとして、これらを実現するための3+1の戦略を掲げております。

以下、先ほど説明を申し上げました主な変更部分については、青字で記載しております。

戦略0として、気候危機とエネルギー危機は一体の課題であり、一刻の猶予もない。総力戦でHTT（減らす・創る・蓄める）の取組を推進すべきなどとしております。また、エネルギー安全保障の観点からも不可欠な脱炭素施策を抜本的に強化・徹底し、カーボンハーフに向けた道筋を明らかにすることとしています。

戦略1として、脱炭素とレジリエンス確保を同時に実現する再エネの基幹エネルギー化等を図るべきこと。また、持続可能な消費・生産、サーキュラーエコノミーへの転換を図るべきことなどとしております。

戦略2として、生物多様性の保全と回復、持続的な利用、理解と行動変容に資する施策の推進に関し、生物多様性地域戦略改定に係る自然環境審議会の議論の内容を反映し、生物多様性を回復軌道に乗せる、すなわちネイチャーポジティブの実現について明記したいと存じます。

戦略3として、世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境の実現、化学物質等によるリスクの低減、強靱な廃棄物処理体制の確立を図るべきなどとしております。

また、3+1の戦略に基づく取組を横断的・総合的に推進し、実効性を向上すべきとしています。

資料2では、ただいま説明しました環境基本計画（答申（案））の概要について、2050年のあるべき姿、2030年目標、それから施策の方向性を一覧できますように、最初の2ページで全体を、それから3ページ以降で各戦略についてそれぞれ1ページずつ整理しております。

なお、答申（案）全体につきましては、資料1でお示ししております。

事務局からの説明は以上となります。

なお、条例改正のあり方に関する部分につきましては、後ほど別途御説明いたしますので、これに関する御審議についてはその際の取扱いとさせていただきたいと存じます。

環境基本計画（答申（案））について、よろしく御審議をお願いいたします。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、ここからは総会を進行する役割として、会長として議事を進めさせていただきます。

本日議論をします答申（案）は、企画政策部会です承いただいたものであります。本日の総会には、企画政策部会以外の、所属されていない委員の皆様もいらっしゃいますので、ただいま申し上げました企画政策部会の報告につきまして、総会の委員から御意見、コメントがございましたらお願いしたいと思います。

御発言希望の場合には、挙手機能あるいはチャット機能でお知らせいただければと思います。

なお、大変恐縮でございますけれども、時間の制約もございますので、御発言はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、東京都環境基本計画のあり方について（答申（案））につきまして、御発言希望の方は手を挙げてお知らせいただければと思います。

それでは、可知委員、お願いいたします。

○可知委員 企画政策部会の委員でもありますので、既に議論は十分尽くされていると認識しております。ありがとうございます。

資料2で概要を説明していただきましたけれども、その中で1点だけ、ぜひということで強調したいと思ひまして、5ページの戦略2のところでは、

2030年目標、ネイチャーポジティブの実現、それから生物多様性バージョンアップエリア、新たな野生絶滅種ZEROアクション、そしてTokyo-NbSアクションの推進、それからさら

に生物多様性都民行動100%、非常に意欲的な目標を掲げていただきまして、素晴らしいと思います。ぜひこれが2030年に実現できるように、一丸となって進めていけたらなと思います。東京都だけではなくて、いろいろなステークホルダーの皆さんと協働しながら進めていくべきだと思いますが、大変素晴らしいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○高村会長 ありがとうございます。

ほかに御発言御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

この総会でもそうですし、それから企画政策部会におきましても、これまで丁寧な議論を重ねてまいりました。事務局でパブリックコメントの意見も踏まえて丁寧にまとめていただいたと思っております。

先ほど可知委員からもありましたけれども、我々に諮問をいただいた趣旨からいたしますと、2050年、100年先も豊かな持続可能な都市・東京をつくっていくというためには、大きな意欲的なビジョンと目標を持って進めていくということが非常に重要だと思っております。もちろんこれは戦略2だけではありませんで、環境基本計画全体を通した基調になっていると思っております。

有村委員、お願いいたします。

○有村委員 委員の有村です。

これまで何層にもわたって、長い間、かなりインテンシブに議論をしてきまして、大きなビジョンを示すことができたということで、方向性として素晴らしいものができたのではないかなと思っております。都民の方あるいは関係者の方からかなり反響もあって、それに対して事務局のほうで非常に丁寧に回答することが今回できたのではないかと考えておりますので、事務局の皆様方には御礼申し上げたいと思います。

大きな方向性がこれで出て、これから実際に具体的な議論がさらに細かく進められていくと、技術的な議論が進められていくと理解しておりますので、そちらのほうでもステークホルダーに状況なんかも留意しながらいろいろ詳細を詰めていくということが必要なのかなとは感じております。

雑駁な意見ですけれども、以上です。皆様に御礼申し上げます。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、高瀬委員、お願いいたします。

○高瀬委員 ありがとうございます。せっかくの機会なので。

今回、素晴らしい機会に参加させていただいて、アップデートされた議論を東京都ではすることができて、違和感のない議論ができたと思います。多くの場合、どうしても情報が古いままであったりとか、そういったことが多く見られる中で、最新の情報に基づいて、我々委員からインプットする情報に対しても柔軟に受け止めていただいて、今回の条例の改正についての答申になったということを拝見して、とても賛成する気持ちです。

そして、今回、東京都ということでこの条例の改正なんですけど、これをぜひ東京都内の市区町村、そして東京都外へも影響を、気候変動の問題だけではないですが、サステナビリティの課題は東京都だけが頑張るのではなくて、みんなが頑張るものなので、その影響力をぜひ深めていく、広げていくというところをぜひ期待しております。ありがとうございます。
○高村会長 ありがとうございます。

ほかに御発言御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御意見、コメント、非常に力強いエールをいただいたと思いました。御発言いただいてありがとうございます。

今、お三人の委員からもありましたけれども、大きなビジョン、意欲的な目標を持って、50年後、100年後の持続可能なまち・東京をつくっていくという意味で、非常によい指針となる計画案となっているのではないかと思います。

ただ、これは有村委員からも御指摘があったように、これを実際に進めていく具体的な施策、取組を進めていただきたいということも期待が述べられたと思っております。

高瀬委員からありましたように、環境分野の変化が非常に大きく起きている中で、新しい環境基本計画は、それをうまく統合し盛り込んだ、次の東京都の環境計画となっているのではないかと私も思っております。

それでは、ただいま企画政策部会から報告いたしました東京都環境基本計画のあり方について（答申（案））につきまして、この総会の総意として了承したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、部会報告につきまして適当であると御承認をいただいたということを確認させていただきたいと思っております。

改めて、多くの課題があるということ、これをさらに具体化し、取組を進めてほしいという委員の皆様の気持ちをしっかり具体化していただくことを都に対しても期待したい

と思います。

それでは、皆様にただいま御承認いただきました内容を本審議会の答申として都知事に御報告させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議題2、環境確保条例の改正（答申（案））の審議に移らせていただきます。

初めに、環境確保条例の改正（答申（案））に関する企画政策部会での審議経過につきまして、私、部会長の立場から、高村が報告をさせていただきます。

脱炭素社会の実現に向けて、2030年に向けたその行動を早期に強力に進めていく必要があるという観点から、環境確保条例の改正につきまして、昨年10月22日に都知事から環境審議会に諮問をいただきました。同日、10月22日、企画政策部会に付議いたしました。

この審議に当たりましては、より専門的な幅広い知見をいただく、そして機動的な検討を進めるという観点から、企画政策部会の委員と、それに加えて臨時委員によって構成されます、カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会を企画政策部会の下に設置いたしました。こちらの検討会には、本日も御出席いただいております田辺座長の下で、11月29日から本日まで10回にわたって審議を進めていただきました。

この間、中間のまとめをまとめていただき、それに関するパブリックコメントも行っております。パブリックコメントでは、3,779通の貴重な御意見が寄せられました。こうした都民あるいは都の事業者からの御意見などを踏まえまして、委員の皆様には条例改正のあり方についてさらに御議論を深めていただきました。このたび、検討会の取りまとめ、企画政策部会で審議を経て、この総会に報告するものでございます。

それでは、審議経過の報告を今いたしましたけれども、事務局からは、より具体的にパブリックコメントの結果と答申（案）の概要について説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○福安政策調整担当課長 それでは、条例改正のあり方検討会にて御議論いただきました環境確保条例改正について（答申（案））、また中間のまとめに関する意見公募結果について御説明申し上げます。

本日の次第の資料で申しますと、資料4から資料6及び参考資料1でございます。

最初に、資料6、パブリックコメントの結果概要から御説明させていただき、その後、資料5の答申（案）の概要版にて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、資料6の1ページでございます。

本年5月25日から6月24日にわたりまして実施いたしました、中間のまとめに関する意見公募の結果をまとめております。条例改正のあり方検討会の資料を基に整理しておりますので、検討会委員の皆様には重ねての御説明となります。御了承ください。

パブリックコメントでは、全体で3,779通の御意見をいただきました。そのうち主な意見の要旨で書かせていただいている①住宅等の一定の中小新築建物への新制度、その中でも太陽光義務化に関する御意見が3,714通ございました。主な意見の要旨でございますけれども、太陽光義務化の制度設計に関する要望のほか、太陽光発電の設置・維持管理・廃棄等に関する意見、普及支援に関する提案が寄せられました。このほか、②キャップ&トレード制度におけます再エネ電力の利用に関する評価のあり方、③中小企業への設備投資、DXによるエネルギーマネジメントの技術導入支援の拡充、こういった御意見が寄せられております。

このうち、御意見を多くいただいております、太陽光義務化に関する新制度につきまして、提出者の年齢層は御覧のとおりでございました。また、年齢層別の意見の傾向につきまして、右下にまとめておりますけれども、若年層になるほど賛成の割合が多く、とりわけ若い世代の方から気候変動に対する切実な危機感が表れている御意見を多くいただいております。

次に、2ページ、主な御意見の概要でございます。

まず、新築住宅等への太陽光発電の設置義務化の関係につきまして、カテゴリ別に整理させていただきます。設置・維持管理・廃棄、再エネを利用する意義、制度のあり方に関する御意見をそれぞれいただいております。

また、このほかの制度につきましても、制度対象の事業者、関係団体の方々を中心に御意見をいただいております。寄せられた御意見につきましては、本日の参考資料1でおつけしておりますように、それぞれにつきまして東京都の考え方を御提示いたしまして、条例改正のあり方検討会におきまして答申（案）に関する審議を重ねていただいたところでございます。

寄せられたパブリックコメントでの御意見を踏まえまして、5月に総会にて御報告いたしました中間のまとめから答申（案）に反映した主な事項は次のとおりでございます。

住宅等の一定の中小新築建物への新制度（太陽光義務化等）につきまして、①太陽光発電に関する正確な情報や利点等の情報発信、都民・事業者とのコミュニケーションの充実を図るべきである。②再エネ設備の設置基準の算定において、屋根面積が狭い住宅等については、除外できる仕組みを検討する必要がある。③太陽光発電の設備所有者等への丁寧かつ幅

広な支援を検討すべきである。④住まい手等に求める規定、また知事の責務の規定をそれぞれ検討すべきである。これらの事項について、中間のまとめに対して、今回、答申（案）の中で追記を行っております。

続きまして、答申（案）について、資料5に基づいて説明させていただきます。

答申（案）の概要をまとめてございます。

まず、上段、取り巻く背景につきましては、5月24日に開催しました環境審議会総会でお示した内容と変更はございません。直面するエネルギー危機は構造的な問題であり、長期化が懸念されております。

前回、5月の総会以降におきましても、6月27日から30日までの間、東京電力管内におきましては、電力需給ひっ迫注意報が発令されております。また、東京電力の料金ですけれども、化石燃料価格の上昇に伴いまして、昨年の夏以降、値上げが続いている状況でございます。また、今年も世界各地で大規模な気象災害が発生しておりまして、気候危機はさらに深刻化しております。

こうした状況を踏まえますと、化石燃料に依存する我が国では、脱炭素化の取組をエネルギー安全保障の確保と一体で捉えるべきであり、その認識が改めて明らかになっているとしております。

次に、2030年カーボンハーフに向けた制度強化の基本的考え方についてまとめております。

まず、直面する危機を乗り越えるため、エネルギーを省エネにより「減らす」、太陽光発電などを設置して自ら「創る」、蓄電池や電気自動車などを使って電気を「蓄める」、こうした取組の徹底が必要であるとしてございます。東京都では、電力を「減らす・創る・蓄める」の頭文字を取りまして、HTTという言葉キーワードにいたしまして、Tokyo Cool Home & Bizのキャンペーンや省エネ家電などへの買い替え支援などにも取り組んでいるところでございます。

基本的考え方でございますけれども、こちらにまとめてございます。都内CO2排出量の7割を占める建物のゼロエミッション化、再エネの基幹エネルギー化が必要であり、再エネ電力を調達しやすいビジネス環境の構築、さらに脱炭素経営が取引条件の一つとなる動きや、金融の面でも気候変動影響リスクに関する情報開示が求められている中、CO2削減に意欲的に取り組む事業者を都の制度が後押ししていくべきとしております。

こうした取組の強化によりまして、右側の矢印になりますが、カーボンハーフ実現に向け

たあらゆる主体の行動を加速し、脱炭素に向けた社会基盤を早期に確立すべきである。また、脱炭素の観点のみならず、災害に強く、健康的で快適な暮らしへの転換を図るとともに、脱炭素型の事業活動ができる、投資や企業を惹きつける魅力ある都市を実現していくべきであるとしております。

次に、制度強化・拡充のポイントにつきまして、6つの条例制度について答申（案）を取りまとめておりますけれども、各制度の強化・拡充の内容、制度の骨格につきまして、中間のまとめの時点から大きな変更はございません。制度を新設いたします、中小規模の新築建物向けの、住宅等の一定の中小新築建物への新制度につきまして、表記を分かりやすくするため、一部修正を行っております。特に、太陽光発電の設置義務の部分でございますけれども、制度の対象者は、年間都内供給総延床面積が合計2万平米以上の住宅供給事業者等でございます。また、※印の部分に注記しておりますが、一定量の太陽光発電設備の設置を義務づけるものでございますけれども、日照などの立地条件や住宅の形状等を考慮しながら、事業者単位で設置基準の達成を求める仕組みとしております。

また、このほかの制度につきましても、中間のまとめから変更はございませんが、まず左上でございます。

新築建物のうち、延床面積が2,000平米以上のビルやマンションを対象といたします建築物環境計画書制度の強化につきまして、太陽光発電設備、ZEVの充電設備の設置義務、また断熱・省エネ性能の義務基準につきましては、マンションなどの住宅も含め強化すべき。さらに、3段階の評価基準を強化いたしまして、再エネ利用の拡大、エネルギーマネジメント、低炭素資材の利用、生物多様性などの優れた取組を誘導すべきとしております。

次に、右側のボックスを御覧ください。既存建物についての制度でございます。

大規模事業所に対するキャップ&トレード制度、総量削減義務と排出量取引制度の強化につきましては、カーボンハーフを見据えた削減義務率の設定、再エネ利用に係る取組の強化・拡充を図るべきとしております。テナントビルなどでは、入居テナント向けに再エネ100%電気を供給するような動きですとか、PPAによる電力の調達、また再エネ電気の調達手法の多様化などが進んでおります。国の制度や市場の動向の変化などにも対応しながら制度強化を進めてまいります。

続いて、既存の中小規模事業所を対象といたしました地球温暖化対策報告書制度の強化・拡充におきましては、提出義務者に対しまして、再エネ利用などに関する目標設定、報告内容の充実を図り、意欲的な企業を適正に評価できるよう強化し、さらなる再エネ利用拡大の

インセンティブとしていくべきであるとしてございます。

次に、大規模な都市開発における地域エネルギー有効利用計画制度の強化・拡充についてでございます。

今後の都市開発におきましては、ゼロエミ地区の創出に向けた土壌をつくっていく必要がございます。都が策定するガイドラインを踏まえまして、開発事業者自らが基本設計や詳細設計の段階など開発計画の検討のより早い段階で脱炭素化を見据えた方針を策定し、公表する制度に再構築すべきである。高度なエネマネなどの積極的かつ他の開発への波及が期待される取組などを行った事業者が評価されるよう、都による公表の方法や内容を拡充すべきであるなどとしてございます。

最後に、都内への再エネ電力の供給促進に向けたエネルギー環境計画書制度についてでございます。

再エネの地産地消、自家消費とともに、系統電力の再エネ割合の拡大を加速させることは不可欠でございます。電気供給事業者などによる再エネ由来電気の供給拡大を一層促進することが必要です。このため、各電気事業者を対象に、2030年度目標の設定と各年度に置ける計画の策定、また進捗を確認するため、都内供給電力の再エネ電力割合・電源構成につきまして、各年度の実績の報告・公表などについてそれぞれ義務づけを行うべきである。また、多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備を進めるべきとしております。

環境確保条例の改正に関する答申（案）については以上でございます。

最後に、条例改正に向けた今後のスケジュールについて、この場で御報告させていただきます。

この後、答申をいただきました後のお話でございますけれども、東京都としての条例制度改正の基本方針を来月にはお示ししてまいりたいと考えてございます。引き続き、専門家や関係団体、事業者の皆様との丁寧な議論を行わせていただきながら、条例制度の構築、具体化に向けた検討をさらに深めてまいりたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高村会長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、総会の進行役に戻ってまいりますけれども、ただいまの企画政策部会の報告につきまして、委員の先生方から御意見、コメントをいただきたいと思っております。

これも御説明いたしました。この答申（案）は既に企画政策部会で了承を得られたものではございますが、部会所属でない委員の先生方もいらっしゃいますので、改めてこちらで

御意見、コメントをいただければと思っております。

御発言御希望の方は、挙手機能あるいはチャットでお知らせいただければと思います。

御発言御希望の委員がいらっしゃいましたら、お手を挙げてお知らせいただけますでしょうか。

かなり丁寧に議論を積み重ねてきたというものではございますけれども、もし委員から一言あればお願いできればと思います。

それでは、小野委員、お願いいたします。

○小野委員 環境確保条例の改正の答申（案）を拝見いたしまして、改めまして事務局の皆様、企画政策部会の皆様の御尽力には敬意を表すものでございます。基本計画答申とマッチした形で、一段具体化したキーワードを入れていただいて、大変よろしいのではないかと思います。

私が見落としているかもしれないので教えていただきたいんですけれども、エネルギーを減らす・創る・蓄めるの徹底のところ、環境確保条例の改正案については、蓄めるというところの具体的なキーワードについてはどのようになっていたでしょうか。概要のほうで読み取れなかったんですが、蓄電池の積極的な導入と、そこに補助を入れていくという形で具体化されていると考えてよろしかったでしょうか。

○高村会長 小野委員、ありがとうございます。

小野委員のほかに御発言御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 企画政策部会での大変真摯な御検討と最終的な決断がなされたことを大変感謝申し上げます。

ただ、私は委員ではないので、ここでまた1つ、質問させていただきたいんですけれども。

今回のこの条例案がもし理想的に進んだとして、再生エネルギーによって、例えば東京都内のエネルギー需要が最大何%までカバーされることになるのか、そのような見積りは検討の案になされていたのでしょうか、その辺を教えていただければと思います。

○高村会長 畠山委員、どうもありがとうございます。

それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 山本です。

地産地消という言葉が出てきていて、大変いいなと思いました。

以前にも発言いたしましたけれども、東京は再生可能エネルギーの消費地ということで、大量にそれを使うわけですけれども、結局、再生可能エネルギーというのは、地方の自然をある程度犠牲にして成り立っているということなんです。東京都自身の建物の上に太陽光発電を設置して、地産地消により少しでも地方の自然を保全しようという考え方でもあるので、それはとてもいいと思いました。

資料を読ませていただいて、これは特に日本だけでなく、アメリカやヨーロッパ、EUでもそういう流れがあるということなので、これは時代的な流れなんだろうなと思って、大いに賛成します。

それで、二、三、質問させていただきたいんですけれども。

資料の中で、1キロワット、4キロワットという言葉が出てきていたんですけれども、1キロワットを発電するための屋根面積、あるいはソーラーパネルの面積は大体どれぐらいを考えて積算されているのかということが1つ。

それから、今回の条例改正には、都市計画用途地域の区分、そういうものにはかかわらず、新しい建築物に対しては全て太陽光パネルの設置が義務づけられると考えてよろしいのでしょうか。

この2点です。ありがとうございました。

○高村会長 山本委員、ありがとうございます。

それでは、亀山委員、お願いいたします。

○亀山委員 亀山でございます。

私は、本日、ほかのオンライン会議と重複してしまっておりまして、先ほど入ったばかりなので、もしかしたら前半で既に意見があったかもしれないんですけれども、質問ではなくて、1つだけ感想を伝えたいと思ひまして、手を挙げました。

パブリックコメントで得られたコメントを年代別に分けていらっしゃって、それで若い世代の方々ほど太陽光発電を支持する内容のコメントだったという、あの見せ方は私は素晴らしかったと思っております。海外だけではなく、日本でも若い方々のほうが将来の自分たちの未来に対して非常に不安を抱えているということをおのグラフ一つからでも読み取ることができて、今回だけではなく、今後ももし類似の機会がございましたら、ああいった形で取りまとめていただくことをぜひお願いしたいと思ひました。あまり本質的な部分に関わるコメントではなかったんですけれども、ぜひ一言申し上げたくて、手を挙げさせていただきました。ありがとうございました。

○高村会長 亀山委員、どうもありがとうございます。

ほかに御発言御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

平林委員、どうもありがとうございました。

それでは、もし御発言御希望の委員がございませんでしたら、田辺座長に発言をいただいた後に、幾つか非常に具体的な御質問を事務局にいただいていると思いますので、質問について事務局からお答えいただければと思っております。

それでは、田辺座長、お願いできますでしょうか。

○田辺委員 高村会長、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

条例改正の検討については、昨年11月29日の第1回から本日までに10回開催いたしました。その途中、東京都の皆様には、特に事業者の皆様からの意見を表明していただく場をつくっていただきまして、2回、かなりじっくり御意見を伺うことができました。

ちょうどその間にロシアのウクライナ侵攻が起きまして、エネルギーの安全保障そのものを我々は考えないといけないという状況に陥りました。日本全体では11%しかエネルギーを自給できていませんので、特に都市は、先ほどから出ていますように、地域の方々に支えられているという状態であります。その中で、東京都が何をしていかないといけないのかというのを中心に、様々な議論が行われました。

HTTが非常に大きな骨子になっておりまして、今回、住宅等の一定の中小建築物への制度が新設されまして、ここに大きな議論、御意見をいただきましたけれども、その中でも断熱・省エネを国よりも前倒しでやる、あるいは誘導策も行うということです。T（創る）が太陽光発電です。ZEVで電気自動車と考えていますので、ここで蓄めるということが考えられていると理解しております。

先ほど亀山先生からもありましたけれども、私は、今回のパブリックコメントを3,779通いただきまして、これは大変大きな御意見だと思えます。その中で、懸念点に関してはしっかりと御説明できるように、あるいは今後対策も取っていけるように、貴重な意見を生かしていきたいと思っております。

また、太陽光については、20代が77%、30代が61%の賛成がございまして、2050年はこの世代の方々が日本を担っていくわけがございまして、この意見は非常に大切にしたいと思っております。

今後、まだまだディテールの部分は議論して、よりよい制度にしていく必要があると思えますけれども、まずはこれまでの10回の審議の様子を報告させていただきました。

高村会長、どうもありがとうございます。

○高村会長 田辺座長、どうもありがとうございます。一部、御質問にもお答えいただいているかと思えます。ありがとうございました。

それでは、福安課長、事務局のほうから、幾つか具体的にお尋ねいただいた点、お答えできますでしょうか。

○福安政策調整担当課長 先生方、貴重な御意見ありがとうございます。

先ほど田辺先生からもお答えいただいて恐縮でございました。小野委員から、蓄電池について、条例改正についてどのような位置づけというところがございますが、今回、新築建物の制度については、ゼロエミッション・ビークルへの充電設備の設置の義務化を一つ、制度の中に組み込んでおります。

また、再エネの地産地消を進める上で系統の安定化にも資する蓄電池の役割、自家消費の重要性が非常に高まっております。環境基本計画の改定の中でもそのあたりをしっかりと書かせていただいておりますので、基本計画の施策の推進とともに、併せて蓄電池、また再エネの地産地消の取組を推進してまいりたいと考えてございます。

また、畠山委員から、今回の条例改正に当たって、再エネの拡大、いろいろな施策を出されているけれども、どういった規模感、目標感をお持ちだろうかという御質問をいただきました。

東京都では、2030年にカーボンハーフ、そのために、使用する電力のうち、再エネの割合50%に向けて様々な施策を検討しているところでございます。今回の条例改正におきましても、新築建物のオンサイトへの太陽光発電などの設置を義務づけるというものに加えて、既存の事業所におきましても、例えばキャップ&トレード制度などにおきましても、都内、都外の再エネ電力をPPAという契約方式で調達する場合の義務履行の仕組みを検討しています。また、条例制度にかかわらず、そこから波及する効果なども見込みながら、目標設定なども新たに行ったところでございます。

基本計画に書かせていただいておりますけれども、太陽光発電の設置目標につきましては、2030年までに、これまでの130万キロワットの目標から、200万キロワット以上という目標設定をさせていただいております。これにつきましても、太陽光の義務化、そのほかの施策を総合的に勘案いたしまして設定しているものでございます。

また、山本先生から、屋根の上に太陽光を置く、その意義について御評価いただき、ありがとうございます。

東京都内だけではなくて、全国を見渡しますと、メガソーラーも含めて一部問題が生じている事例も散見される中で、東京都としてできる取組、屋根の上に太陽光発電を設置するという取組を最大限取り組んでいく必要があると考えてございます。御意見ありがとうございます。

また、御質問として、太陽光発電1キロワット当たりでどれぐらい屋根面積が必要かというところについては、10平米と考えていただければ結構かと思えます。ですので、2キロワットという数字も今回出させていただいていますが、そうすると屋根面積20平米という考え方になります。

また、都市計画、用途地域等の関係につきましては、今後、東京都の技術検討会などで具体を詰めていくところではございますけれども、地域の建築制限などにより設置できない場合なども考えられますので、そういった場合には設置可能棟数から除外していくという考え方について、8月1日の条例改正のあり方検討会の中でも御提示させていただいたところがございます。引き続き、具体については検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、亀山先生から、御意見、また心強いお言葉をありがとうございます。

気候変動の危機に対する若い世代の切実な御意見もしっかりと受け止めまして、今後の制度構築を進めてまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○高村会長 ありがとうございます。

今、委員から御発言をいただいて、事務局からお答えいただきましたけれども、追加で御発言御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。大変重要な、しかも具体的な制度設計や、この改正がどういう姿、東京を実現するのかという観点から御意見、御質問をいただいたかと思えます。

特に詳細な制度設計については、事務局からも、それから田辺座長からも御説明がありましたように、技術的な基準等々を踏まえた詳細な制度設計をこれから進めていくということが必要かと思えます。

そのことを折り込んだ上ででございますけれども、先ほど御報告をさせていただきました企画政策部会の報告、環境確保条例の改正（答申（案））につきまして、本環境審議会の総意として了承したいと存じますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの委員の御了承をもちまして、企画政策部会の報告につきまして御承認をいただいたものとさせていただきます、こちらの内容をこの審議会の答申として都知事に報告をさせていただきたいと存じます。

非常に丁寧な議論を検討会、企画政策部会、そしてこの総会でもしていただきました。次の世代、若い世代にとっても持続可能な都市・東京をどうつくっていくか。同時に、これは田辺座長からもありましたけれども、まさに今、エネルギーの供給、あるいはエネルギー価格の高騰の中で、こうした条例改正の方向は、都民と都の事業者の足元の生活と事業を守るものでもあると私は思っております。

こうした答申をまとめていただきました、審議に加わっていただきました田辺座長をはじめ委員の皆様にご改めてお礼を申し上げます。

それでは、ただいま皆様に御承認をいただきました答申2件、東京都環境基本計画のあり方について、そして環境確保条例の改正、それぞれ2つの答申につきまして、オンライン上ではございますけれども、栗岡局長にお渡ししたいと存じます。

栗岡局長、この答申を確かにお渡し申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗岡環境局長 ありがとうございます。オンライン上ではございますけれども、答申について、確かに受け取りました。ありがとうございました。

○高村会長 ありがとうございます。

なお、答申の原本につきましては、審議会後、改めてしっかり物理的にお渡ししたいと思います。

栗岡局長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て予定のものを終了いたしました。

これ以降につきまして、進行は事務局に引き継ぎたいと思います。

改めまして、2つの大きな答申をまとめていただきました委員の皆様にご心からお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○神山環境政策課長 高村会長、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

それではここで、東京都環境局長、栗岡より御挨拶を申し上げます。

○栗岡環境局長 環境局長の栗岡でございます。

ただいま高村会長より2件の答申をいただきました。

昨年5月に東京都環境基本計画の改定を、昨年10月には都民の健康と安全を確保する環境

に関する条例の改正について、それぞれ知事から諮問させていただきました。

委員の皆様方には、1年以上の長きにわたりまして、それぞれの専門的なお立場から多数の貴重な意見をいただきますとともに、精力的かつ熱心に御審議いただきましたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

気候危機に加えまして、ロシア・ウクライナ情勢等によるエネルギー危機に直面する中、2050年のゼロエミッション実現、2030年までのカーボンハーフ達成に向けて、我々に残された猶予はございません。今回いただきました答申におきましても、エネルギー安全保障の確保と脱炭素化を一体的に実現し、自然との共生や質の高い大気環境など、豊かで持続可能な都市をつくるために、今、行動を起こす必要があるとの指摘をいただいたところでございます。

また、先ほどお話もございましたが、中間のまとめに関するパブリックコメントにおきましても、非常に多くの御意見が寄せられまして、特に若い世代の方から「太陽光パネルの設置を見送るといった、今しか見ていない判断ではなく、後世が受けなければいけない被害を忘れないでください」といった貴重な御意見などもいただいております。

将来世代のためにも、脱炭素化に向けた歩みを一層進める必要性を痛感してございまして、こうした様々な御意見に丁寧にお答えすべく、条例制度に関する都の考え方を基本方針案としてお示しし、御審議いただいたところでございます。

今後、環境基本計画につきましては、答申に対する区市町村への意見照会を経て、計画の改定に取り組んでまいります。

条例改正につきましては、委員の皆様方からいただいた御意見や技術検討会での議論も踏まえまして、条例制度改正の基本方針を策定する予定でございます。

情報発信を丁寧に行いながら制度の構築を進め、持続可能な将来に向けて、都の取組を加速させてまいります。都は、こうした取組を積み重ね、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現を目指してまいります。

最後に、高村会長をはじめ委員の皆様方には、これまでの御尽力に改めて厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも都の環境施策につきまして御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○神山環境政策課長 事務局でございます。

最後に、事務局から、今後のスケジュール等について御説明させていただきます。

ただいま局長の栗岡からお話しさせていただきましたけれども、環境基本計画について

は、本日いただきました答申を踏まえ、区市町村からの意見聴取を行った上で、東京都としての基本計画の改定を行う予定です。同様に、環境確保条例につきましても、福安から先ほど御説明させていただきましたが、いただいた答申を踏まえまして、基本方針を策定した上でさらなる検討を進めていく予定です。

環境審議会における環境基本計画及び条例改正に係る一連の御審議につきましては、本日をもって終了とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、改めて、1年以上の長きにわたり、多大な御尽力、お力添えをいただきまして、本当にどうもありがとうございました。私はたまたま最後に閉めさせていただきますけれども、前任の三浦や条例改正のあり方検討を担当しました福安をはじめ、事務局一同、また環境局の各所管、関係各局の職員全ての気持ちを代弁いたしまして、心から感謝を申し上げます。

また、高村会長をはじめ委員の皆様から多くの御意見をいただいたとおり、2050年、2100年に向けて、地球が持続可能な形で存続するために残された時間は限られていると認識しております。私たち東京都も、今日がまた新たなスタートであると考えて、全力を挙げてそれぞれの施策に取り組んでまいりたいと思っております。各目標に向けた施策をしっかりと推進し、また必要な見直しを図っていくためにも、委員の皆様におかれましては、引き続き御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第53回東京都環境審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後4時08分閉会)